

福井城下戸口の概要 とその一考察

松原 信之

序説

近世初頭、大名領国制の確立と共に政治・経済の中心としての封建都市城下町が全国各所に続々建設された。

従来、この城下町の研究は歴史及び地理の分野に於いても詳細に行なわれ、又行なわれつつあり、その研究の一範疇として城下の戸口の論究も今まで断片的ではあるが幾つか為されて来た。

しかし戸口調査と云うことが現在程確立されていない時代にあつて、その依るべき残された資料が断片的であるため、どうしても画一的論断はなされない。今取り上げ様とする福井城下の場合も例外ではないのであつて、二百数十年間の藩政時代を通じて、現在知り得る限りの戸口調査の資料は僅かに十数程に過ぎない。はたしてこの様なもので以つて戸口の変遷を論じ得るかどうかは別として、ただ資料としての紹介及びこれ等を分析して若干の考察を試みるに

止めて置きたい。

現在は必ずしもそうではないが、従来一般に都市の大小はその人口によつてまず問題とされる。都市の戸口記録の初見は、中世末期頃より現われて来るが、勿論これも戸口調査の結果の資料としてではなくて、大概紀行文や見聞記類に見られる推定数であつた。従つて一応統計値としての戸口調査はやはり近世初期の寛永十四年（一六三七）鳥原の乱勃発後、幕府の嚴重な切支丹改以後の宗門改の結果のことと考えられる。

武家の戸口

封建都市城下町の人口は支配者層の武士と被支配者層の町人及び若干の百姓や寺社関係人によつて構成されている。

しかし全国の殆んどの城下町では支配者階層の武士人口の資料が欠けて居り、従つてこれ等武士人口の算定は今後の城下全体の戸口研究に残された大きな課題である。福井の場合も武士階層に関する戸口記録は殆んど発見されず、僅かに第一表の如く寛延三年（一七五〇）の家中戸数のみが残されているのみであり、福井城下全体の戸

口上の規模は全く不確実である。武家屋敷の人口は勿論武士のみによつて構成されるのではなく、多数の商家や奉公人及びその家族をも含めて、相当な数に上り高禄の武家屋敷程その人数は多く禄高の低くなるに依つて同一屋敷内の人口が減少していくのは当然である。従つて町方の如く一戸平均の家族数を考慮して概数を擲むと云う方法では全く誤算とならざるを得ない。

彦根藩の場合には家老屋敷は七〇〇余人も包含して居り、歩行クラスになると一戸平均男二・一人、女二・〇人、下男〇・三人、下女〇・五人となる。更に足軽クラスでは男二・〇人、女二・九人となり、その下男下女の数は、一九組の総計でそれぞれ一三人と八二人を算えるにとどまると云う。又元禄八

【第一表】
寛延3年(1750)家中戸数表

敷屋敷	611
屋敷	39
力屋敷	76
侍と諸坊諸	9
主組	1042
計	1777
総	

年（一六九五）には武家と町方との人口の比は五割五分、と四割五分、明治元年の武家人口一三一〇二人に対し

町人口一三一六三人のほぼ同率を示している。(注1)

福井の場合とは藩域も藩情も異なる彦根藩の資料を以つて、直ちに人口の比率と考へて論断は出来ないが、少く共福井の武家人口は一万と下らなかつたと考へて、町人口二万余人と併せて全城下約三万余人と推考して筆を止める以外に方法はない。

今後、松平文庫に残る各代の分限帳を詳細に検討すれば、今少し確実性のある数字を擲めるかも知れないが、これは次の機会に譲ることにしたい。

町方の戸口

以上簡単ではあつたが、武家屋敷の戸口に就いて論考を進めて見た。次に比較的資料の残された町方の戸数と人口に関して少しばかり考察を進めていきたい。

全国各城下町に於ける各時代の人口を検討して見ると調査基準やその範囲に著しい差異の認められるものがある。即ち岡山城下の宝永四年(一七〇七)六月の人口が三〇六三五人に対して、それ以前の寛永七年(一六三〇)八月の二八四三二人とそれ以後の享保二年(一七一七)二七九五〇人との

一考察

間に人口の差異が認められるが宝永四年の三〇六三五人の中には「その他召抱置候下人一九一七人」と「郡会所に属したる他国者四二〇人」の計二三三七人が含まれてゐるのに対して他の兩者にはこれ等が含まれていないために生じた差異と考へられ、(注2)又名古屋城下に於いても享保六年と十年の戸口が著しく矛盾してゐるのを市史編纂委員では算定方法の異なる事に帰してゐるのはこの故であろう。(注3)

福井では寛延三年(一七五〇)三月の人数別改で男女総数二〇四二人の外に寺社人数四二六人、御朱印地神明社一五人(僧三人、社人一人、男五人、女六人)、山伏数五〇人を別記に書上げて居り、その他の人別改ではこの様な詳細な人別が無いことから、この様な別記書上げが加えられての城下総数なのか又含まれていないのか不明である。恐らく第二表に見られる各時代の町屋戸口数には含まれてゐるものもあり、そうでないものもあろう。

〔慶長年間の戸口記録〕先にも述べた様に寛永十四年島原乱以後になつて、初めて戸口記録が見られる所が多い。恐らくそれ以前(城下街完成直後)にも戸口調査の行

〔第二表〕 福井城下町屋戸口表

年次	総家数	総人数	典 拠
慶長年間(1610)	5131	25231	御給帳書上
正徳2年8月(1712)	/	21393	福井市史(上)
〃 3年11月(1713)	5459	/	〃
享保2年(1717)	5399	20813	袖目金(㊦)
〃 10年(1725)	5491	21622	松平文庫記録
延享3年(1746)	5518	/	国事叢記
寛延3年3月(1750)	5386	20533	* 越藩貴耳録 勇
天明5年4月(1785)	/	21589	松平文庫記録
享和3年(1803)	5197	/	郡県細志

* 社家、寺院、山伏の人数も含む。

なわれた城下もあつたであろうが、軍事的に幕府や或いは他国に秘したため、そのまま現在にまで不明とされてきたものと推考される。金沢に於いて寛文以前に城下戸口記録の不明な原因をやはりこの一つに数えている。(注4)

この様な事情の中に福井に於いてのみ慶長年間と云う城下草創期の戸口記録が残存したと云うことは特筆すべきことで、これ程古いものは他の城下では今までまだ発見

〔第三表〕
慶長年間人口表

	人	口
持子	13367	
前	2130	
方	1893	
家	2649	
借	1867	
町	3325	
中		
召		
仕		
總計	25331	

松原 福井城下戸口の概要とその一考察

さてこれ以後、藩政二百数十年間を通じての城下戸口を眺めて見ると殆んど変動のなかつたことが第二表によつて知られる。即ち確立した支配体制と沈滞した経済機構が城下戸口をこの様に停滞させたのである。尚第四表は男女別の人口であるが、いずれも女子よりも男子の人口が多い。これは全国の城下町に共通した現象であつて、商業経済都市として商家に多く見られる召仕奉行人を含むためとされている。(注5)

されない。所で第二表を詳さに検討すると慶長年間の総家数に於いては、それ以後の各時代の家数よりも少く、城下草創期を窮ませて首肯し得るが、人口がそれ以後の各時代の人口と比べると著しく多いことに注目される。即ち戸数と人口との関係は慶長以後の各時代の一戸当りの人数が三・八人ないし四・〇人に対し、慶長年間のそれは四・九人強と約一人当り多い。これも結局は城下草創期の特長で、城郭や城下街の急激な拡張に伴なう大規模な土木工事や、城下への人口集中政策の結果、地方から各武家屋敷や商家に職を求めて集まつて来たためであろう。第三表の「町中召仕三三二五人」とあるのは恐らくこの種の人口ではなからうか。

〔第四表〕 城下男女別人口表

年次	男	女	計
享保2年 (1717)	10843	9970	20813
〃 10年 (1725)	11127	10495	21622
寛延3年 (1750)	10473	9538	20011
天明5年 (1785)	10772	10364	21136

町屋敷地の分析

福井城下の行政的區域は、ほぼ太閤検地の町村単位である北庄町・石場町・城之橋町(村)・松本村・三橋村・木田村の地域を包含するものでいづれも福井町奉行所の管轄する所であつた。これ等の地域は柴田、堀、青木の諸領主の時代には既に一つの連続した市街地を構成していたものと見られるが、更に慶長六年の結城秀康公の入り封によつて武家屋敷割による移転、新設等で拡張された地域に相当する。藩祖秀康はこれ等の地域のうち町人の居住する町屋のみの地子を免じ、その他の百姓屋及び田畑の地籍に就いては有租地として前者を町方、後者を地方(ジカタ)と称したのである。尚町方・地方の関係に就いては以上の概略的な敘述に止めて詳細は別稿で改めて論じたいと考えている。以上の概説を前提として、主として町屋の屋敷種別統計表を中心に少しばかり考察を進めて見たい。町方に属する町屋敷は第五表に示されている如く、役家・無役・地子屋・無地子屋・地名子・門前家の約六種に大別される。いづれも夫役、有租等の関係からこの様な「家屋改」が行なわれたのである。

〔役家〕 町屋では地子免除の代償としてその屋敷の間口に於じて夫役(町役)が課せられた。これは城内の櫓閣、館舎の屋根、道路、橋梁の修繕や冬の除雪に課せられたが、実際には人足を雇用し、その人足代として町中に役銀を賦課した様である。延宝九年(一六八一)二月十一日の申達に「是迄土居奉行へ人足召人被三下置一、

〔第五表〕 町屋敷分類表

		慶長年間	正徳3年	享和3年
町	役家	3006	3055	2930
	無役	172	288	307
	地子家	(162)*	231	224
	無地子	—	5	22
	地名子	650	501	500
	門前家	407	473	435
地方	地方家	734	908	779
総計		5131	5459	5197

* 地代家とあり。

御堀・土居共ニ支配被ニ仰付一候へバ、人足
 老入御増被ニ下置一、其上御堀藻草取申人
 足拾人ニ町中与為ニ人足代一銀貳貫之出申ニ
 付召抱候様可レ然旨十郎兵衛被ニ仰渡ニと
 ある。(注6)

又一般の町役外には伝馬役、石屋役、水
 役(桧皮職・大工職・鍛冶職)等の職役が
 あり、各月に日限を以つて勞役に服した。
 「正徳三年調」によれば(第七表参照)
 伝馬役は石場町組八軒(石場町)、本町組
 二十八軒(伝馬町)、京町組七軒、室町組
 一軒、松本町組三十一軒(松本堅町)に分
 散し、定問屋は松本町、伝馬町、石場町の

〔第六表〕 町屋分類比較表

正徳3年11月 (1713)				享和3年 (1803)	
役家	2820	} 2984	町屋敷	2930	
無役 (組頭・庄屋)	160		無役 (但伝馬役勤)	74	
乗町組裏屋敷役家	4		無役 (諸役人水役勤)	105	
伝馬役	75		無役 (石屋水役及び有御黒印)	48	
桧皮職	11	} 107	御免地 (有御印)	12	
鍛冶役	31		代々無役	27	
職役	65		中島町無役	41	
石屋役	47	} 48	地子屋敷	224	
石屋役 御黒印有	1		無地子 { 有御朱印	1	
有御朱印	8	} 12	無地子 { 有御黒印	4	
有御黒印	4		無地子 (幸若屋敷今道心者雲松持分)	17	
御朱印屋敷之内	10	} 66	門前家	435	
御朱印御黒印なし	56		地名子	500	
外中島上ノ橋番所屋敷	41		地名子	500	
浜町に而無役	2		地家内 (但門前地名子)	779	
御扶持人大工無役	6		総計	5197	
地子屋敷	231				
無地子 { 有御朱印	1				
無地子 { 有御黒印	4				
門前家	473				
地名子	501				
地方町	908*				
総計	5459				

上記の表は両者を比較し易い様に享和3年の分類項目に正徳3年の統計を準拠して作成したものである。 * 松本町組地方家10軒を含む。

【第七表】

福井御城下の町方家屋敷地類別表

〔正徳3年11月町絵図出来の際調査〕より作成

(数字は軒数)

種 類	家			無		役		地 子 屋 敷	無 地 子		門 前 家	地 名 子	そ の 他 屋 敷	計
	役	伝 馬	石 屋	組 頭・庄 屋	御 朱 印 有	御 朱 印 之 内 敷	御 黒 印 有		御 黒 印 な し	御 黒 印 有				
木田町組	241		47	19	1	1	1	105			43	51		519
神宮寺町組	200			15	1	1	4	1			34	5		261
石場町組	338	8		21	2	1	5				118	28		521
本 町 組	233	28		16			3					23		308
京 町 組	253	7		18			4				57	34		373
一 乘 町 組	225			12	2	4	6	16			7	59		356
上呉服町組	264			13		1	7	37			52	62		438
下呉服町組	352			15	2	3	8	38			34	101		626
室 町 組	300	1		14			8				75	61		490
松本町組	278	31		11			10	2			7	71		420
城ノ藤町組	136			6			42	32			46	6		269
計	2820	75	47	160	8	10	97	231	2	3	473	501		4551

- (イ) 職役内大工彦五郎 大工庄屋並木惣庄屋共ニ相勤申
- (ロ) 41軒 外中島、城ノ橋町番所屋敷
- (ハ) 3軒 地子屋敷内 1軒 庄屋地子米ハ相勤候へ共 還物銀御志んかいは出不申候、2軒 石場高之内
- (ニ) 1軒 石場高之内
- (ホ) 内各1軒は庄屋地子米ハ勤候得共町應リ銀不ニ勤申一

- (ヘ) 2軒ハ松本高之内
- (ニ) 32軒 地子屋敷 但一番町
- (フ) 但禅堂寺借屋共ニ
- (ウ) 但御旗纏地名子共ニ
- (ケ) 但切売之荒券指上御役儀ハ荒主共表屋敷ニ而 相勤申候

地 方 家 数 (町地方)	
地持家	378
地名子家	397
門前家	123
計	898

〔第八表〕

無役及び無地子の特別町人附表

{「御朱印御黒印其他課役免除之人附上」}より作成
〔正徳三年十二月町録図出来の際編纂〕

町組	御朱印所持之人附	御朱印屋敷之内	御黒印所持之人附	御朱印・御黒印無之人附	
木田町	橋屋三郎左エ門 (木田町) 慶(大郎三郎 神宮寺町)	觀音堂屋敷之内 〔橋屋七屋敷之内〕 小七郎 〔慶松太郎三郎御朱印之内〕	鍛冶黒田跡 (石坂町)	慶松屋屋敷之外 (神宮寺町) 院 梅(神宮寺町) 本 (神宮寺町) 膳 相屋(石坂町) 主 溜池屋敷 數 " " } 二軒	木村孫兵衛 (神宮寺町) 五郎 屋(神宮寺町) 兵衛 太左エ門 (石坂町) 左エ門 島屋(石坂町) 左エ門
神宮寺町組	医師 大月斎庵 (上立矢町) 松三輪玉雲 (能登町)	正源五郎右エ門 (石坂町) 〔橋屋七屋敷之内〕		鞘師 弥次右エ門 (米町) 門持屋敷① 吉川(徳右エ門無役) 大黒屋(彦右エ門持屋敷②) 〔兵町二而無役〕	市兵衛 (米町) 門持屋敷 慶松五郎右エ門 (兵)
石場町組			上伏屋仁左エ門 (本町) 永平寺屋敷右エ門 (大黒兵衛) 孫(魚)	車 彦五郎 (木衛衛) 弥次(三橋町)	河合 茂左エ門 (三橋町)
本町組			柄巻屋治左エ門 (一乘町)	松(長者町) 三藏 屋(長者町) 助 柄巻(長者町) 九郎	宗右(紺屋町) 門 孫右(紺屋町) 門 七郎右(紺屋町) 門 〔附屋町〕
京町組	赤尾甚兵衛 (長者町) 喜太郎 大和助(柳町)	甚九郎 〔鐵治大和御朱印内〕 六兵衛(柳町) 孫(柳町) 外(科山沢架順)		鉄砲屋 若林庄五郎 (妙園寺町) 金具屋宮川市左エ門 (妙園寺町)	台師 橋本久右エ門 (妙園寺町) 木挽頭 七郎右エ門② (役家二被り成候)
一乗町組					奈良次左エ門 屋敷
上呉	鏢屋 高橋記内 (松屋町)				

服町組	紙屋七兵衛(南 _下 吳服町) 研屋小八(小田原町)	吉左門(南 _下 吳服町) 門兵衛(小田原町) 伊右衛門(小田原町) [研屋御朱印之内]	田代方貞 (常盤町)	五郎右門 (西山權町) 平右衛門 (松屋町)	三助 (西山權町)	墨屋与五兵衛 (松屋町)
下吳服町組				下柴成外科 阪市(左門) 御田(萬寺) 萬原(萬寺) 田原(萬寺) 常盤(萬寺) 坂(萬寺) 道	御大石名 練(鍵寺) 工(萬寺) 井(萬寺) 村(萬吉) 兵	門
室町組				安見(室門) 弥三右(室門) 桶屋藤左(室門) 儀右(總合町)	河村(室門) 表具(室門) 甚兵衛(室門) 高木(鐵治善兵衛)	門
松本町組				利西(貞尼) 山(松本上町) 二(三上町) 伏(三上町) 軒(三上町) 寺院配	笹尾(松本) 蓮(松本) 久(松本) 村(松本) 三(松本) 兵衛(三上町)	賀寺敷

エツツケの人附は無地子
 ⑦ 但し小六次郎より買屋敷町奉行に而書付出す
 ⑧ 有實道順
 ⑨ 但し正保四年午二月木挽頭被二召上_上七郎右エ門 又 其後木挽頭被二仰付_一候如 享保三戊五月相果歟役六月十九日
 西山權町木挽清右エ門へ被二仰付_一候

松原 福井城上戸口の鐵頭ごまの一等寮

三ヶ所を以つてそれぞれ一月を上十日、中十日、下十日に交替して勤めた。

石屋役は木田町組のみで四十七軒が見られ、藩末の木田町組水帳によれば、石坂町一軒、石坂下町三十軒、石坂新町二十軒の計五十一軒が数えられている。

絵皮役は木田町組十軒で、前記木田町組水帳によれば当時絵皮役七軒、絵皮職十軒を数え絵皮役一軒木田横町を除けば全て鍛冶町に居住している。

この外大工職は下呉服町組六十五軒（大工町）鍛冶職は室町組三十一軒（鍛冶町）が見られ、いずれも同一職人が集団的に居住していた様子が知られる。

〔地子家〕先にも述べた如く、藩初に成立した町屋敷は地子を免ぜられたが、その後町割改正によつて新しく地子町として成立した所がある。

即ち万治二年（一六五九）の大火で従来市街地内部の柳町辺にあつた西御堂を始めとした寺町は現在の松本と田原町との二カ所に替地を命ぜられて移転した。その跡地は一部士族屋敷地となつたが、大部分は町割が行なわれて、一乗町組には新片町、上呉服町組には松屋町、下呉服町組には常盤

町の各町が成立した。元来新しく開設された町は地方町に属するものであるが、城下内部にあるため地子町として町方に属せしめたものの様である。

又貞享三年（一六八六）の松平氏禄高半知（貞享の大法）によつて城之橋一帯の侍屋敷地の大部分は明地となつたが、其後元禄六年（一六九三）六月城之橋長浜町より勝見門に至る屈曲した街路を直線に改修し、これに沿つて城之橋一番町を建置しているが、この地は元来地方地であつたけれども曲輪門内に所在するため町方支配となつている。第七表の「上ノ橋町組三十二軒地子屋敷但し一番町」とあるのはこのことである。

又木田町組にも百五軒の地子屋敷が見られるが、前記木田町水帳によれば新屋敷上・中・下の三か町がこれに当り、これも寛文以降貞享頃までに成立した町屋である。

しかし何故地方町に属さず町方支配の地子町になつたかは現在の所資料欠亡して不明である。

〔無役・無地子〕この様な役家や地子家の中に在つて組頭・庄屋は町役を免ぜられ

出入する職人・商人・医師等の特別町人も無役又は無地子の恩典に浴していた。

第八表に知られる如く御朱印所持の人附は九人、御朱印屋敷内の人附十人、御黒印所持の人附は六人を数えている。所で御朱印とは一般に徳川幕府より下賜されたものを云い、御黒印は各藩の領主の下附したものを指したが、ここでは藩主の下附したものを御朱印（公儀御朱印と区別して、御家御朱印と云う）、家老連名で下附したものを御黒印と称している。又「御朱印・御黒印無之人附」としても約六十人が数えられているが、いずれもこれ等特別町人の略歴は資料が未だ充分整わなため別稿に譲ることとして、ここでは一覽表（第八表）のみ揭示することにして筆を止めたい。

参考文献

〔注1〕城下町の人口構成―彦根藩の歴史地理的研究 I 矢守一彦

〔注2〕岡山市史

〔注3〕名古屋市史政治編

〔注4〕金沢市史

〔注5〕日本の封建都市 豊田武

〔注6〕御家老中御用留抜再編 松平文庫蔵

（県立高志高校教諭）